

令和5年

第2回本巢市教育委員会会議録

(令和5年2月22日)

本巢市教育委員会

第 2 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

会議の場所 本巢市役所 真正分庁舎 3階 第一委員会室
会 議 令和5年2月22日 水 曜日 午前11時00分
出席者 教育長 川治 秀輝
教育委員 汲田 美枝子
教育委員 小澤 明年
教育委員 村瀬 里佳
教育委員 黒田 隆吉

本委員会に職員として出席した者の職氏名

教育委員会事務局	青山 英治	教育委員会事務局長 兼幼児教育課長
	歳藤 幸弘	参事兼学校教育課長
	野原 徹二	参事兼社会教育課長
	安藤 貴広	学校教育課主幹
	石田 耕太郎	幼児教育課主幹
	溝口 信司	学校教育課総括課長補佐
	脇田 純一	幼児教育課総括課長補佐
	高橋 利昌	社会教育課総括課長補佐
	吉田 征司	学校教育課課長補佐
	青木 克倫	社会教育課課長補佐

議 題

- 議第 2 号 議会提出議案に係る意見聴取について（令和4年度本巢市一般会計補正予算（第11号）のうち、教育に関する事務に係る部分について）
- 議第 3 号 議会提出議案に係る意見聴取について（令和5年度本巢市一般会計当初予算のうち、教育に関する事務に係る部分について）
- 議第 4 号 議会提出議案に係る意見聴取について（こども・子育て支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について）
- 議第 5 号 議会提出議案に係る意見聴取について（本巢市家庭的保育事

業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について)

議第 6 号 議会提出議案に係る意見聴取について（本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）

議第 7 号 令和 4 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

その他

(1) 次回教育委員会開催期日について

開会 午前11時00分

川治教育長 : 開会を宣告した。
川治教育長 : あいさつ、報告の中で、①総合教育会議について。②教科専門
指導員について話をした。

川治教育長 : 各課からの報告を求めた。
歳藤課長 : 資料に基づき説明した。
石田主幹 : 資料に基づき説明した。
野原課長 : 資料に基づき説明した。

川治教育長 : 議第2号「議会提出議案に係る意見聴取について（令和4年度
本巢市一般会計補正予算（第11号）のうち、教育に関する事
務に係る部分について」を議題とし、事務局に説明を求めた。
青山事務局長 : 令和5年第1回本巢市議会定例会に提出する令和4年度本巢市一
般会計補正予算（第11号）のうち、教育に関する事務に係る部
分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条
の規定より意見を求める旨を告げ資料に基づき説明した。
川治教育長 : 質問はないか。
小澤委員 : 7園の通園バスの置き去り防止装置は真桑幼稚園と同じ物か。
青山事務局長 : これから検討し決めていく。
川治教育長 : 他に質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮
った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第3号「議会提出議案に係る意見聴取について（令和5年度
本巢市一般会計当初予算のうち、教育に関する事務に係る部分
について」を議題とし、事務局に説明を求めた。
青山事務局長 : 令和5年第1回本巢市議会定例会に提出する令和5年度本巢市一
般会計当初予算のうち、教育に関する事務に係る部分について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定より意
見を求める旨を告げ各課に説明を求めた
歳藤課長、野原課長、脇田総括課長補佐 : 「令和5年度一般会計予算の概要（教
育委員会関係）」に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第4号「議会提出議案に係る意見聴取について(子ども・子育て支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について)」を議題とし、事務局に説明を求めた。
脇田総括補佐 : こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める旨を告げ資料に基づき説明した。
川治教育長 : 質問はないか。
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第5号「議会提出議案に係る意見聴取について(本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について)」を議題とし、事務局に説明を求めた。
脇田総括補佐 : 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める旨を告げ資料に基づき説明した。
川治教育長 : 質問はないか。
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第6号「議会提出議案に係る意見聴取について(本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について)」を議題とし、事務局に説明を

求めた。

脇田総括補佐：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長：質問はないか。

川治教育長：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長：異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長：議第7号「令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

吉田課長補佐：本巢市就学援助費支給要綱第3条及び第4条の規定により、要保護及び準要保護児童生徒の認定について教育委員会の認定を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

黒田委員：物価高騰に対する手当はあるのか。

吉田課長補佐：特別な手当はない。

川治教育長：他に質問はないか。

川治教育長：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長：異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長：日程5「その他」について説明を求めた。

溝口総括補佐：(1) 次回の教育委員会開催日について諮り、3月2日(木)午後1時30分に決定した。

川治教育長：以上で提案された案件は終了した旨を告げ、委員会を閉会とした。

閉会 午後0時20分